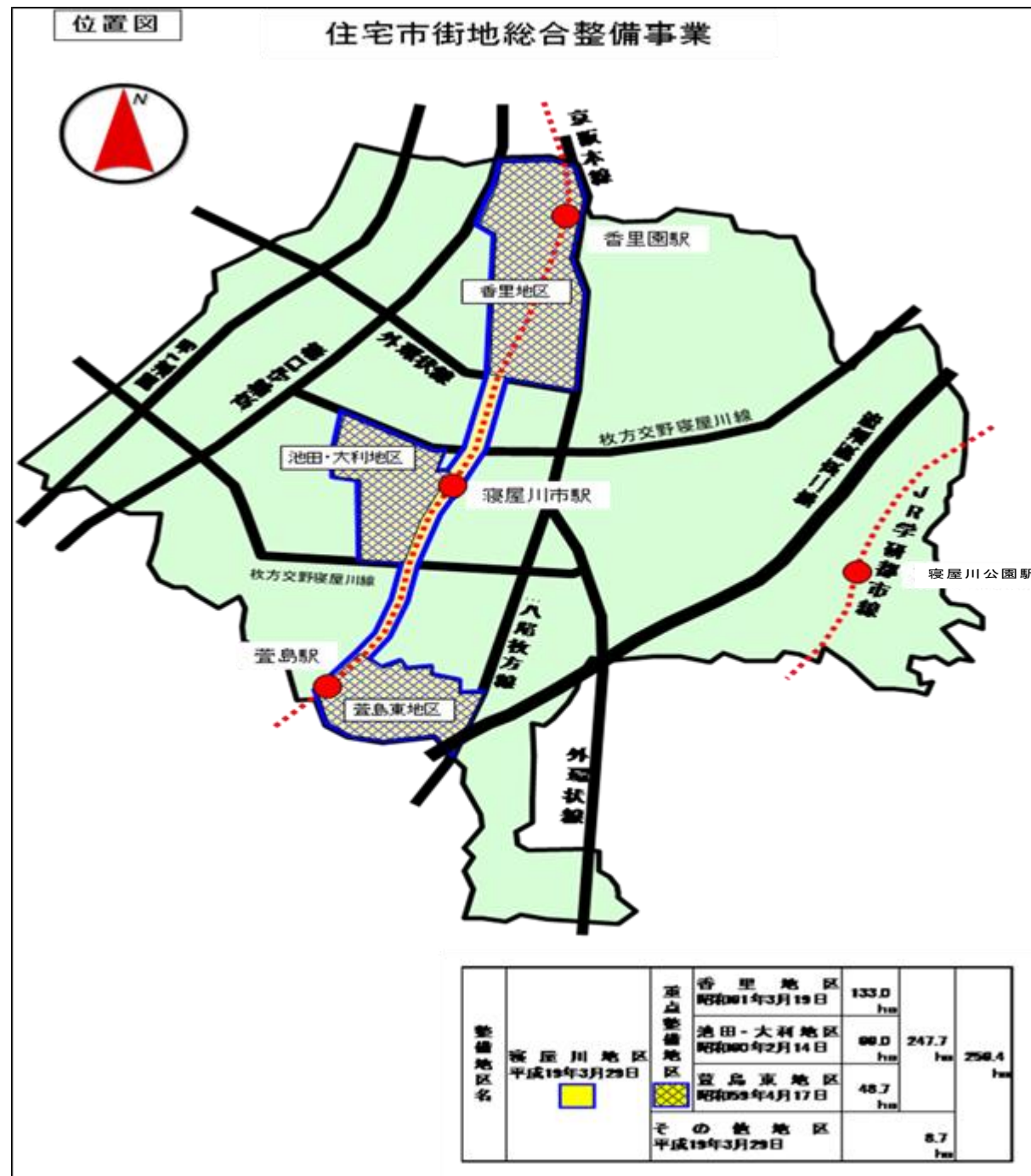


6 補助対象地区

萱島東地区、池田・大利地区、香里地区の**重点整備地区**が対象



■ 問い合わせ先

彦根市 都市デザイン部 都市三課
電話 072-825-2266

老朽建築物等の
除却工事費を補助します！！



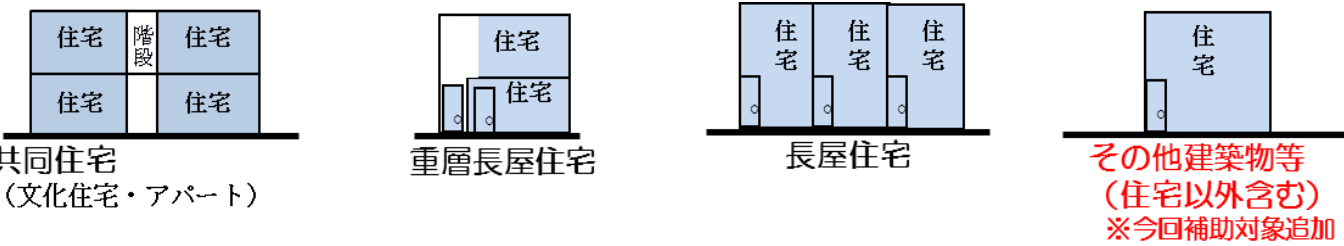
彦根市 都市デザイン部 都市三課

1 除却補助金の目的

寝屋川市では、住環境の改善や災害に強いまちづくりを進めています。
その一環として、補助対象地区において、老朽建築物等の除却工事費を補助する制度を設けています。これらの建物は、老朽化が進んでおり、地震による倒壊の危険性が高く、人的・物的被害が拡大する恐れがあるため、この制度の積極的な活用をおすすめします。

2 補助対象建築物及び補助対象者

- ・ 築後経過年数が下記の表以上であり、入居者がいない老朽化した建築物等の**個人（法人は除く）**の所有者
※木造の文化住宅、長屋住宅だけでなく、**木造以外の戸建て住宅、住宅以外の幅広い建築物の除却を対象といたしました。**
- ・ 除却の工事は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 21 条第 1 項の登録を受けた解体工事業者が除却工事を行うことが条件です。



構造	築後経過年数
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	34 年
れんが造、石造又はブロック造のもの	28 年
金属造	26 年
木造、木造モルタル造又は合成樹脂造など上記以外の建築物	16 年

3 除却跡地の活用方法

本除却補助金制度は跡地利用の条件が設定されていないため、除却跡地に建物を建設せず、駐車場等として利用する場合も対象になります。（道路拡幅事業である主要生活道路に敷地が接する場合は、道路の後退が発生するため、土地所有者の協力が必要になります。）

4 除却工事費の算定方法

補助基準額：「除却に要する費用に 2/3 を乗じた金額」と「算定基準により算出した金額」と「限度額」とのいずれか低い金額
補助対象工事：除却を行う床面積の合計（土地・家屋課税台帳兼課税帳または固定資産評価証明書に記載された床面積又は実測面積の最小面積）
限度額：1 棟当たり 250 万円

	算定基準	補助限度額
①	【除却工事を行う床面積 100 ㎡未満】	500,000 円
②	【除却工事を行う床面積 100 ㎡以上～200 ㎡未満】	1,000,000 円
③	【除却工事を行う床面積 200 ㎡以上～300 ㎡未満】	1,500,000 円
④	【除却工事を行う床面積 300 ㎡以上～400 ㎡未満】	2,000,000 円
⑤	【除却工事を行う床面積 400 ㎡以上】	2,500,000 円
※	【当該老朽建築物等が道路拡幅予定線（主要生活道路）に掛かる場合】 （①～④のみ適用）	+500,000 円

5 注意事項

- ① 補助金交付は、予算の範囲内とし、これを超える場合は補助金交付を受けることはできません。
- ② 事業（除却工事）期間は、補助金交付申請から建物除却完了（実績報告書提出）までを当該会計年度の 3 月 15 日までに完了する必要があります。
- ③ 主要生活道路沿道での敷地において、補助金交付を受ける場合は、事前に主要生活道路の後退（用地買収等）について、協力（書面等にて）が必要です。
- ④ 土地所有者と建物所有者が異なる場合は、土地所有者の同意が必要です。
- ⑤ 建物が共有又は区分所有の場合は申請者以外の建物所有者の同意が必要です。
- ⑥ 補助要綱の手順に従って事業を進めること。
※事前着手等が判明した場合は、補助金は不交付となります。
- ⑦ 市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者が条件となります。
- ⑧ 建設リサイクル法・特定建設実施届け等、その他関係法令規定などを遵守すること。